

# 鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱

平成11年 3月12日制定

平成14年 3月12日改正

平成16年11月 1日改正

平成23年 4月 1日改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。
- (2) 事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 許可業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (4) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けようとする者及び許可業者をいう。
- (5) 事業者等 事業者及び処理業者をいう。
- (6) 県外産業廃棄物 鹿児島県の区域以外の地域にある事業場（工事現場を含む。以下同じ。）から排出される産業廃棄物をいう。
- (7) 県外産業廃棄物の搬入 県外産業廃棄物を鹿児島市の区域内において処分し、又は保管するため、当該区域内に搬入することをいう。
- (8) 産業廃棄物処理施設等 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は当該施設以外の施設で処理業者が設置する産業廃棄物の処分を行うためのものをいう。
- (9) 産業廃棄物処理施設等の設置等 産業廃棄物処理施設等の設置又はその構造若しくは規模の変更をいう。
- (10) 循環的な利用 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、事業者等に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。

2 市は、産業廃棄物の排出を抑制するとともに、その循環的な利用及び適正な処理を確保す

るため、事業者等の意識の啓発を図らなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、法、令、規則、共同命令その他関係法令及びこの要綱に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出の抑制及び循環的な利用に努めるものとする。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理業務に携わる従業員の資質の向上に努めるものとする。

## 第2章 産業廃棄物処理施設等の設置等

(最終処分場の設置)

第5条 次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場を設置しようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理型最終処分場（令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。） 原則として公共関与によるものとする。

(2) 安定型最終処分場（令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。） 埋立処分が終了していない他の最終処分場から別に定める基準以上の距離を有しているとともに、市内における産業廃棄物の最終処分量の減少傾向及び最終処分場の残余容量等を考慮し、適正な規模のものとする。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議)

第6条 産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする者（以下「設置等予定者」という。）は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請（処理業者が設置する産業廃棄物の処分を行うための施設で法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものにあつては、その工事の着手）の前に、産業廃棄物処理施設等設置等事前協議書（様式第1。以下「設置等事前協議書」という。）により市長と協議するものとする。

(立地等に関する基準)

第7条 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置に当たっての立地等に関する基準は、市長が別に定める。

(説明会の開催)

第8条 設置等予定者は、生活環境の保全上市長が必要があると認めるときは、産業廃棄物処理施設等の設置場所周辺の適当な場所において、当該産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると市長が認める者（以下「関係者」という。）を対象とした説明会（以下「設置等説明会」という。）を開催し、その結果を産業廃棄物処理施設等設置等説明会開催報告書（様式第2）により市長に報告するものとする。

(説明会後の協議)

第9条 設置等予定者は、設置等説明会の開催結果に基づき、市長が産業廃棄物処理施設等の設置等の計画の内容を変更すべきであると認めるときは、その変更内容につき市長と協議するものとする。

(準用)

第10条 第6条の規定は、前条の規定に基づき産業廃棄物処理施設等の設置等の計画の内容を変更する場合について準用する。

(生活環境の保全に関する協定)

第11条 設置等予定者は、市長又は関係者から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(事前協議の終了通知)

第12条 市長は、第6条から前条までの規定による手続が終了したと認めるときは、その旨を事前協議終了通知書(様式第3)により設置等予定者に通知するものとする。

### 第3章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の搬入)

第13条 事業者は、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、市長が特に認めたときは、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行うことができるものとする。

(搬入に係る事前協議)

第14条 前条第2項の規定の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ、事業場ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第4。以下「搬入事前協議書」という。)により市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議は、年度ごとに行うものとする。

(承認通知)

第15条 市長は、事業者が搬入事前協議書を提出したときは、当該搬入事前協議書に記載された内容が鹿児島市の区域内における産業廃棄物の適正処理に支障がないと認めるときは、その旨を記載した県外産業廃棄物搬入承認通知書(様式第5。以下「承認通知書」という。)を当該搬入事前協議書を受理した日の翌日から起算して8週間以内に当該事業者に交付するものとする。

2 事業者は、承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

(搬入事前協議書の内容の変更)

第16条 前2条の規定は、承認通知書の交付を受けた事業者(以下「承認事業者」という。)が、搬入事前協議書に記載された内容を変更しようとする場合について準用する。

(県外産業廃棄物の搬入の委託)

第17条 承認事業者は、県外産業廃棄物の搬入を許可業者に委託する場合にあっては、当該許可業者に対し、承認通知書の写しを交付するものとする。

2 許可業者は、承認事業者から承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

(搬入実績報告)

第18条 承認事業者は、各月における県外産業廃棄物の搬入の状況を、翌月の末日までに、

県外産業廃棄物搬入実績報告書（様式第6）により市長に報告するものとする。

#### 第4章 不法投棄対策

第19条 市長は、産業廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の未然防止対策を講ずるとともに、不法投棄が発見されたときは、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 不法投棄の実態及び不法投棄が周辺的生活環境に及ぼす影響の程度を調査するとともに、不法投棄を行った者の発見に当たること。
- (2) 不法投棄を行った者が判明した場合は、その者に対して当該産業廃棄物の回収及び不法投棄が行われた場所の原状回復を行うよう指示するとともに、その実施状況を確認すること。
- (3) 不法投棄が継続し、及びその範囲が拡大することのないように、不法投棄が行われた場所の土地所有者又は管理者を指導すること。
- (4) 不法投棄を行った者が判明しない場合であって、不法投棄が周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、不法投棄が行われた場所の原状回復を行うようその土地所有者又は管理者に対して要請すること。

#### 第5章 雑則

##### （事故時の措置）

第20条 事業者等は、産業廃棄物の飛散又は流出その他生活環境に影響を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、事故の状況等を市長及び関係機関に通報するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する事故が発生したときは、事業者等に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 3 事業者等は、前2項の措置が完了したときは、事故処理完了報告書（様式第7）により市長に報告するものとする。

##### （勧告）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

- (1) 第14条（第16条において準用する場合を含む。）の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者
- (2) 第15条第2項又は第17条第2項の規定に違反して県外産業廃棄物の搬入を行った者
- (3) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、この要綱に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者

##### （その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づきなされた事前協議の手續その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 3 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱(平成3年鹿児島県告示第941号)の規定によりされた手續その他の行為で、編入日以後において市長が執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。